

羽 村 市

東京都羽村市秘書広報課広報・シティプロモーション係

消防団員の年額報酬に係る源泉所得税額の 計算誤りについて

消防団員に対して支給している年額報酬の源泉徴収税額の計算に誤りがあり、本来徴収すべき額より過少に又は過大に源泉徴収していたことが判明しました。

消防団員の皆さまには、多大な御迷惑をお掛けし深くお詫び申し上げます。今後このようなことがないように、再発防止を徹底してまいります。

1. 発覚の経緯

令和5年12月の年額報酬支給事務において、源泉所得税額の計算方法を確認していた際、誤っていることが判明したものです。

2. 誤りの内容・期間

(1) 過少徴収

年額報酬が5万円を超えるものについては、その全額に課税すべきところ、5万円を控除した金額に対して源泉徴収を行っていたため、本来徴収すべき額より過少に源泉徴収していました。（令和元年7月支給分～令和4年1月支給分）

(2) 過大徴収

源泉所得税額の算定に使用する「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」を誤って適用していたことにより、本来徴収すべき額より過大に源泉徴収していました。（令和3年1月支給分～令和5年12月支給分）

3. 対応内容

国税通則法における期間制限を踏まえ、令和元年7月支給分から令和5年12月支給分までの源泉所得税について、税務署に徴収不足分と延滞税を納付するとともに、過大徴収分の還付手続きを行います。

また、対象となる消防団員の皆様には、本件に関する通知及び修正した源泉徴収票をお送りし、過少徴収していた方には徴収不足額の納付のお願いするとともに、過大徴収していた方には還付金の返還を行います。

4. 対象者、徴収不足額等

- (1) 徴収不足額 233人 819,818円
- (2) 還付額 204人 279,031円
- (3) 延滞税 16,700円

5. 再発防止

今後、消防団員報酬の支給事務に当たり、源泉徴収に係る事務の手順や留意点をまとめたマニュアルを整備するとともに、年度当初に税法上の変更点を複数人で確認するなど、法令順守の事務体制を確保し、再発防止を図ります。

【問合せ】

防災安全課防災・危機管理係

電話042-555-1111 内線206 FAX042-554-2921

E-mail : s106000@city.hamura.tokyo.jp

